

令和7年4月1日 建築基準法の改正により

熊本県からのおしらせ

小規模な木造住宅等が新たに建築確認の対象となります。



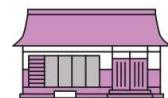
＼令和7年4月1日以降に工事に着手する／



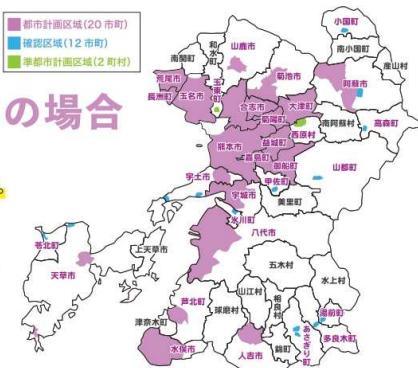
木造平家建ての新築

1 延べ床面積 200 m²を超える場合

県内全地域で「建築確認」が必要になります。



■都市計画区域(20市町)
■確認区域(12市町)
■準都市計画区域(2町村)



2 延べ床面積 200 m²以内の場合

都市計画区域、確認区域、準都市計画区域においては「建築確認」が従来と同じく必要です。

詳しくは建築士にお尋ねください。



建築確認が不要な建築物も、建築基準法や省エネ基準に適合させる必要があります。

建築基準法の改正ココがポイント

POINT 「建築確認」の新たな審査項目

構造の安全性

- 屋根や壁の重さに見合った壁の必要量と配置
- 柱の大きさの確保など

各部分の寸法・仕様

- 各部屋の窓の大きさとその計算過程
- 材料の防火性能など



建築物省エネ法の改正ココがポイント

POINT 「省エネ基準」の義務付け

断熱性能



一次エネルギー消費量



令和7年4月1日 建築基準法の改正により

熊本県からのおしらせ

小規模な木造住宅等が新たに建築確認の対象となります。

＼令和7年4月1日以降に工事に着手する／

＼令和7年4月1日以降に工事に着手する／

木造2階建ての新築

県内全地域で「建築確認」が必要になります。

詳しくは建築士にお尋ねください。



建築基準法の改正ココがポイント

ここは都市計画区域でないから木造住宅の確認はいらないのでは？

2階建ての住宅はすべて、全国どこでも建築確認の対象になりました。



建築物省エネ法の改正ココがポイント

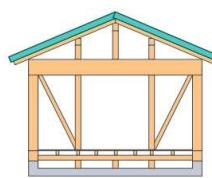
POINT 「建築確認」の新たな審査項目

構造の安全性

- 屋根や壁の重さに見合った壁の必要量と配置
- 柱の大きさの確保など

各部分の寸法・仕様

- 各部屋の窓の大きさとその計算過程
- 材料の防火性能など



建築物省エネ法の改正ココがポイント

POINT 「省エネ基準」の義務付け

断熱性能



一次エネルギー消費量



2階建ての場合は裏面へ！



平家建ての場合は裏面へ！



令和7年4月1日 建築基準法の改正 小規模な木造住宅等が新たに建築確認の対象となります。



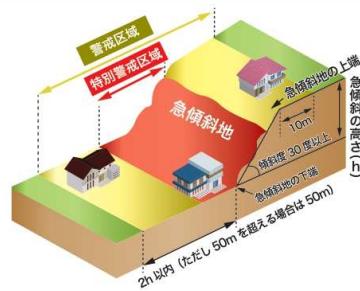
建築確認の申請時には、次の点に注意してください。

①「建築士事務所」に依頼

建築物の設計や申請手続は、原則「建築士事務所」に依頼する必要があります。建築主から依頼を受けて設計等の業務ができるのは、「建築士」個人ではありません。

「建築士事務所」に所属する「建築士」が、このパンフレットの注意事項をはじめ敷地の条件をすべて調査し、建築物の設計や建築確認の申請を行います。

②土砂災害の危険性



土砂災害のおそれのある区域内には、原則、建築することができます。
建築できない区域
【土砂災害レッドゾーン】
【急傾斜崩壊危険区域】

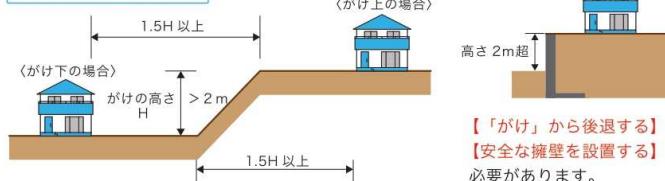


詳しくは土砂災害マップをご覧ください。

③「掛け」に近接しない

「掛け」とは、高さ 2 m を超え、勾配 30° を超える段差を指します。
「掛け」に近接して建築物を建てることはできません。

掛け条例適用による建築制限



④「建築物の敷地」の設定

「建築物の敷地」

住宅と物置、母屋と離れのように、用途上・機能上分けることができない建築物が複数ある場合は、別々ではなく、原則として同一の敷地として設定します。

「地目」

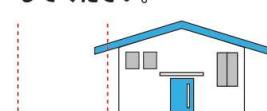
土地登記簿上の土地の種類です。

敷地又は敷地の一部の地目が農地等の場合、転用等の手続きが可能かを調査し、計画を進めてください。



⑤敷地外への越境

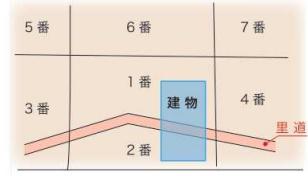
既存建築物の一部が道路や隣接地にはみ出でて（越境して）いないか、事前に調査してください。



敷地境界があいまいな場合は、建築の機会に境界の確定をお勧めします。

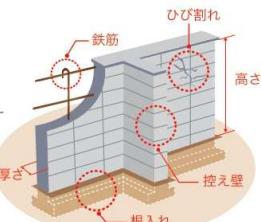
⑥里道・水路の重なり

現場では見えない「里道」や「水路」に建築物が重ならないか、事前に調査してください。



⑦「既存のブロック塀」の安全性

敷地内に「既存のブロック塀」がある場合、倒壊の危険性がないか事前に調査してください。



建築物の建替えや増築時には、「既存のブロック塀」も原則として建築基準法の基準に適合させる必要があります。

⑧既存建築物への「増築」等

次の「増築」を行う場合、建築確認が必要になります。

- (1)既存建築物（2階建）に接続して平家を増築する場合
- (2)既存建築物（平屋）に接続して平家を増築する場合で、床面積の合計が200m²を超える場合



「既存建築物」の調査

「増築」の建築確認では「既存建築物」についても安全性等の審査を行いますので、事前に調査して図面を作成してください。
※特に昭和56年以前の「既存建築物」は耐震診断が必要です。

※工作物（高さ4mを超える広告塔・看板等）は、これまでと同様に都市計画区域内外にかかわらず、建築確認が必要です。

お問合せ担当窓口

熊本市

建築指導課
建築審査室

対象地域

熊本市

連絡先

熊本市中央区手取本町1-1
TEL : 096-328-2516

八代市

建築指導課

八代市

八代市松江城町1-25
TEL : 0965-33-4750

天草市

建築課

天草市

天草市東浜町8-1
TEL : 0969-32-6797

熊本県

県央広域本部

景観建築課

宇土市、宇城市、上天草市、上益城郡、下益城郡、天草郡

熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL : 096-333-2793

県北広域本部

景観建築課

玉名市、荒尾市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡

菊池市隈府1272-10
TEL : 0968-25-2729

県南広域本部

景観建築課

水俣市、人吉市、八代郡、葦北郡、球磨郡

八代市西片町1660
TEL : 0965-33-3117